

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成30年10月2日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）（委員長を除き五十音順，敬称略）

播磨俊和（委員長），梅谷順子，小野裕美，菊地夏也，小林杉男，柴田眞里，
福田好宏，永井尚子，三好彩，大和玲衣羅

（オブザーバー）

檜原博之，白神恵子，瀬戸啓子，塩見准一，藤原扇一，阪田和也，秋田正之，
丹治純子，堀正博，三好敏夫，近藤隆夫，西川威，酒井健一

（庶務）

砂川朋子，小倉裕美子

4 議事

(1) 委員交代の報告

(2) 前回のテーマ「家庭裁判所調査官について」の取組状況報告

(3) テーマ「利用しやすい成年後見制度について」の意見交換
別紙のとおり

(4) 来庁者アンケートの集計結果報告

(5) 次回のテーマ

裁判所における防災の取組について

(6) 次回の開催日時

平成31年3月1日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

テーマ「利用しやすい成年後見制度について」の意見交換

(意見交換に先立ち、裁判所からテーマについての説明を行った。)

(以下、委員長は◎、委員は○、裁判所の説明者は■と表示する。)

- ◎ 裁判所からの説明について、質問があればお伺いしたい。
- 平成25年から平成29年までの成年後見制度の利用者数の推移についての資料が配布されているが、利用者数とは、係属している人数なのか、選任された人数なのか。
 - 現に制度の支援を受けている人数である。
- ◎ 成年後見制度をより利用しやすいものとするためにどのようなことが考えられるかについて、御意見を伺いたい。
- 成年後見制度について、手続に時間がかかりそうだというイメージがあるが、後見人等が選任されるまでに、どのくらいの日数がかかるのか。
 - 標準的な審理期間は、3か月程度である。鑑定を要する場合は、加えて3か月程度である。
- ◎ 半年くらいかかる場合もあるとのことであるが、一般的に長くかかるとの印象を持たれているか。
- 長いと感じる。利用者は高齢であることが多いと思うが、高齢者は短期間で状況が変わることもある。
 - 仕組みが整ってきたことにより、手続はスピードアップしている。書類が全てそろっている場合は1か月前後で選任されることもあるが、本人の状況により、調査のために時間を要することもある。
- 利用者がメリットを実感できる制度や運用となるために、地域における福祉、医療、法律といった幅広い関係者を巻き込んだ組織的枠組みを構築していくことが重要との説明があったが、三田市の檻監禁事件や児童虐待事件が起きているように、行政が家庭に介入しにくい部分もあり、行政が深く関与すること

ができるのか疑問に思うところもある。

- 本人のそれまでの生活基盤を大事にして、後見人等だけでなく、地域全体で分担して支えられるようになればよいと思う。
- 社会全体で支えるというのは、そのとおりだと思うが、個別具体的な事案では難しいこともある。

どこに相談すれば、アドバイスできる人がいるのか分からない。

- 兵庫県内では、19市町・13か所の成年後見支援センターのうち12か所を社会福祉協議会が受託している。また、成年後見支援センターを設置していない社会福祉協議会においても、住民からの相談に応じ、関係機関を紹介している。

介護ひとつとっても、あちこちの機関を回らなければならず、制度設計の見直しの必要性を長年痛感している。関係機関が密に連携して情報を共有し、一人のために、共同して課題解決に当たる必要がある。

- ◎ 現場の貴重な御意見を伺うことができた。
- 認知症が進行すると、本人は成年後見制度利用の必要性を感じなかったり、本人はしっかりしているつもりなので、成年後見制度の利用について抵抗したりすることもある。

弁護士や司法書士などの専門職が後見人等に選任されることもあるとの説明があったが、誰を選任するかについて、どのような要因で決めているのか。

- 申立て時に候補者を挙げていただき、適格かどうかを判断している。親族が候補者である場合は、処理が必要な事務の内容、同居の有無や他の親族との関係等により判断し、適格でない場合は、専門職団体に候補者の推薦を依頼する。

身寄りがない場合や候補者がいない場合は、専門職団体に候補者の推薦を依頼する。

- 頼りになる人が選任されるというアピールも必要なのではないかと思う。
- ◎ 職権で後見等を開始することができるか。

○ 職権で開始することはできず、必ず申立てが必要である。介護などの何らかの援助の中で判明したり、犯罪被害に遭って判明したりすることもあるので、そこから申立てにつなげてもらいたい。身寄りがない人についての行政からの申立てが増えている。

○ 住民に近い行政機関がもっと活動していかなければいけないと責任を感じる。

社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業により、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行っているが、まだまだ利用者は少ない。日常生活自立支援事業の契約が解除となる場合の約3割は、成年後見制度の利用に移行している。

認知症の方や障害者の方は、コミュニケーションを取りづらいこともあるため、時間をかけて本人のニーズを理解することが必要である。

○ 兵庫県弁護士会では、高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」が後見人等の推薦を行っている。

成年後見制度利用促進基本計画が掲げる目標の1つである利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善における「利用者」とは、究極は本人であるが、社会的には親族や申立人であるところ、両者のメリットがぶつかることもある。

専門職後見人から親族後見人へのリレー方式が適当であるのは、次のような場合であると考えている。

まず、当初、紛争解決等の必要があり、専門職後見人による法的課題の解決後、親族後見人に引き継ぐ場合である。このような場合は、リレー方式になじみやすい。

次に、財産状況報告等の後見人の業務は、経験のない一般人にとっては簡単でないこともあるので、専門職後見人が親族後見人を指導し、できるようになったら交代する場合である。しかし、援助していると、そのままやってほしいとお願いされ、リレーできないことが多い。

特に、身上監護については、病気が進行した場合の医療方針の決定など親族でなければ立ち入りにくい領域もあることから、できれば親族が行うのがよいと思うが、身寄りがいない、又は、身寄りがいても任せたくないという高齢者が増えている。

- ◎ 裁判所で行っていくべき取組について、アイデアがあれば伺いたい。
- 今回、成年後見制度の大切さを知り、保険のような備えとして任意後見制度の利用を考えてみたいと思った。将来が心配になってくる50代、60代に理解を深めてもらおうと、利用促進につながるのではないかな。
- 認知症の高齢者が犯罪の被害者になる事件の情報に接することがある。成年後見制度について、国民みんなに、自分もいつか必要になるかもしれないという意識を持ってもらうため、息の長い啓発活動が必要であると思う。また、広報活動として、医療機関や銀行などに、ポスターを掲示したり、パンフレットを置いたりすると、相談のきっかけになるのではないかな。
- 介護保険制度が定着し、多職種連携による地域包括ケアシステムの構築が進んでいる。本人と直接関わっているケアマネージャーや医師の研修等の場で、広報活動を行うとよいのではないかな。
- 以前は、成年後見制度は資産管理的な面が強かったが、法的観点だけでなく、福祉的観点が必要とされる時代になっている。後見人等の福祉的な活動においては、本人のために動いてもらいやすいことが求められ、プライバシーへの配慮等の問題もあることから、福祉的観点を持った後見人等を育てる必要があると思う。